

MFJ 公認主催者の登録に関する規則

本規則は、競技会の公認・承認申請に関する規則 第3条(主催者の資格) 第2項における公認主催者の要件・義務及び公認の手続きについて定める。

第1条 公認主催者の要件

MFJの公認・承認競技会を開催しようとする主催者はMFJ国内競技規則、競技会開催に関連する諸規則・規定・MFJ個人情報保護方針を遵守する条件のもとに公認主催者(以下、「主催者」という)としてMFJに登録しなければならない。

第2条 主催者の種類及び登録要件

1. 主催者として登録申請できる団体は下記とする。

1) 特別会員

①ロードレース施設

MFJが公認したサーキット/コースで特別会員の資格を得た者。

- ・特別会員Ⅰ：国際公認サーキット
- ・特別会員Ⅱ：準国際公認サーキット
- ・特別会員Ⅲ：国内および準国内公認サーキット

②オフロード系施設：MFJが公認した常設のオフロード系施設

- ・特別会員Ⅳ

※上記①において特別会員ⅠまたはⅡに該当する施設は全日本他種目の主催権を有する。

③二輪メーカー：国内二輪4メーカーならびにその販売会社、MFJが承認した二輪メーカーの販売会社・支店。

2) 全日本オーガナイザー

MFJならびにMFJ種目別専門委員会の承認する法人。代表者と連絡が可能であること。なお、開催実績のない主催者についてはMFJ本部との契約書の取り交わしを行わなければならない。

3) ローカルオーガナイザー (エリア・地方選手権、県大会以下の主催が可能)

以下の団体はローカルオーガナイザーとしての資格を得ることができる。但し、代表者に常時連絡が可能であり、かつ登録地区の地区専門部会の承認を得る必要がある。

①地区専門部会

部会長を代表者とする。連絡先が明記された部会員名簿(3名以上・競技役員3級以上所持者を含む)をMFJ本部広域事務局への提出が必要。地区専門部会が認める県単位の部会も認められる。

②MFJ公認クラブ

MFJライセンス取得者(エンジョイライセンス除く)5名以上かつ1名以上の競技役員(3級以上)が含まれていること。

※ 主催者登録している MFJ 公認クラブのクラブ員が、別の MFJ 公認クラブへ移籍する場合は、年間で 1 度限りとする。また重複して複数の公認クラブに登録することはできない。

4) 賛助会員

部品・用品メーカー等で MFJ に賛助会員登録した法人。

5) MFJ ネットワークショップ

開催年度に有効な「MFJ ネットワークショップ」に加入していること。

6) MFJ 公認インストラクター

有効な MFJ 公認インストラクターライセンス所持者。

2. 前項 1) ～6) の各区分で開催できる競技会の種類は、「第 1 章 競技会の公認・承認申請に関する規則 第 6 条の競技会格式と主催者の区分」の表に示す。

3. 競技会及び講習会を開催する際には、必要な人数と等級を満たした競技役員・講師ライセンス所持者を必要とする。

| 開催用途 | 資格と人数 | 等級 |
|----------|--------------------|-------------------------|
| 公認競技会 | 競技役員ライセンス所持者 5 名以上 | 役員 2 級(3 名)、3 級(2 名)を含む |
| 承認競技会・行事 | 競技役員ライセンス所持者 3 名以上 | 役員 2 級を含む |
| 講習会 | 講師ライセンス所持者 1 名以上 | 講師 2 級を含む |

第 3 条 主催者の義務

1. モーターサイクルスポートを通じて青少年の心身の健全な育成を目的とし、その為の指導者であることを理解し、常に公平な競技運営を行わなければならない。
2. 法律・法令、地域行政の定める条例等を遵守しなければならない。
3. MFJ 国内競技規則及び本規則を含むすべての規則に精通しており、また、その定めに従い競技会の運営に関わる一切の責任を負わなければならない。
4. 競技会の安全確保に関して最善の努力をしなければならない。
5. 競技会登録に関する規則の定めに従い、申請・支払・開催報告を期日に行わなければならない。
6. 主催者は参加者の MFJ 会員ライセンスの所持、及び有効年度・資格をエントリー時に必ず確認し、参加者が有効な MFJ 会員ライセンスを取得していない場合は、エントリー期間内に速やかに取得するよう本人に指導する事。
7. MFJ 会員ライセンスを未所持のまま、競技会への参加は一切認めてはならない。万一、MFJ 会員ライセンス未所持者の参加や虚偽の申請が発覚した場合、一切の責務は主催者にあること

する。

8. 虚偽の申告や報告・入金が遅延があってはならない。
9. MFJ 会員の個人情報の取扱に関し「MFJ の個人情報保護方針」に則り誓約する。
10. 主催者が所属地区以外で競技会を開催する場合、MFJ の承認を必要とする。
11. 競技会開催前に、参加者のライセンス資格を必ず確認すること。

※上記に違反した場合は公認主催者の資格を停止あるいは剥奪される場合がある。

第4条 主催者の申請

主催者の公認登録を受けようとする代表者は、MFJ のホームページから主催者登録申請を行わなければならない。なお、公認主催者資格の更新については、毎年行うこととする。

第5条 主催者の承認

前条の申請があった場合、MFJ は当該地区専門部会の意見などを考慮し、公認の要件を満たしている場合は、公認主催者登録者番号(主催者コード)を附記した公認主催者登録証を交付する。

第6条 主催者の登録番号

主催者が公認又は承認競技会を申請する場合、申請時に当該主催者の登録者番号(主催者コード)およびパスワードが必要となる。

第7条 有効期間

主催者としての有効期限は公認を受けた年の12月31日とする。ただし、それ以前に公認主催者としての要件を欠いた場合は、その時点とする。

以上

昭和 63 年 10 月 01 日 制定
平成 03 年 01 月 01 日 改訂
平成 08 年 12 月 01 日 改訂
平成 10 年 09 月 01 日 改訂
平成 18 年 12 月 01 日 改訂
平成 21 年 04 月 01 日 改訂
平成 23 年 04 月 01 日 改訂
平成 24 年 04 月 01 日 改訂
令和 03 年 02 月 01 日 改訂